様式

委員会規則第３条第１項に基づく届出書

平成29年8月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	高松市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/28211.html

執行機関名　高松市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例　別表第一　第4の項 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第1条	高松市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減額要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、低所得者で特に生計が困難であるもの及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び社会福祉事業を直接経営する地方公共団体（以下「社会福祉法人等」という。）が自己の負担により利用者負担（第5条に規定する利用者負担をいう。以下同じ。）を減額する場合の取扱い及びその負担した額が利用者負担額の一定割合を超えた場合における社会福祉法人に対する助成に関し、高松市社会福祉法人助成条例（昭和48年高松市条例第13号）及び高松市社会福祉法人助成条例施行規則（昭和48年高松市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高松市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減額要綱